

伊勢原市立保育所給食実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市保育所条例（昭和33年伊勢原市条例第67号。以下「条例」という。）第2条に規定する保育所に入所している児童に対する食事の提供（以下「保育所給食」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 保育所給食の実施主体は、伊勢原市（以下「市」という。）とする。

(実施場所)

第3条 保育所給食を実施する場所は、条例第2条に規定する保育所とする。

(実施日等)

第4条 保育所給食の実施日は、毎月1日から当該月の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第7条に規定する日は、保育所給食を実施しない。

(費用)

第5条 保育所給食に要する費用（伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第17号）第13条第4項第3号に係る費用をいう。）は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 主食費 月額800円

(2) 副食費 月額4,800円

(費用の負担)

第6条 保育所給食の提供を受ける児童の保護者は、保育所給食を受けた月の月末までに、前条に規定する額を別に定める方法により市長に支払わなければならない。

2 児童が月の途中で入所又は退所する場合は、次の各号により計算した額をその月の負担額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

(1) 月の途中で入所した場合 前条の規定により保護者が負担する費用の合計額を25日で除した得た額に、月の途中の入所日からその月の末日までの開所日数を乗じて得た額

(2) 月の途中で退所した場合 前条の規定により保護者が負担する費用の合計額を25日で除した得た額に、月の途中の退所日の前日までのその月の開所日数を乗じて得た額

(保育所給食の辞退)

第7条 市は、食物アレルギー、宗教上の理由その他児童に係る特段の事由から、保育所給食の喫食が困難な児童であることが、市と当該児童の保護者との協議の上認められる場合、保育所給食の提供は行わない。

2 前項の規定により保育所給食の提供を辞退する児童の保護者は、保育所給食辞退申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(費用の減免)

第8条 市長は、入所児童が疾病等の理由により通園を停止する場合又はその月の1日から末日までの間に通園する日がない場合は、給食費の全額を免除することができる。

(保育所給食の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急に保育所給食の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 保育所給食により、児童の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、保育所給食を安全に実施することが困難であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、保育所給食を実施することが困難又は不適當であると認められるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年3月31日告示第80号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

保育所給食辞退申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

保護者 住 所

氏 名

電話番号 ()

次の児童について公立保育所における食事の提供を辞退することから、伊勢原市立保育所給食実施要綱第7条の規定により提出します。

(ふりがな) 児童氏名	保育所名	
	生年月日	年 月 日
食事の提供を 辞退する理由	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーのため <input type="checkbox"/> 宗教上の理由のため <input type="checkbox"/> その他 ()	
食事の提供を 辞退する日	年 月 日から	